

財政健全化計画書

北海道虻田郡洞爺湖町

第1 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析

- 当町は、平成18年3月27日、国が推進する地方分権に対応することを目的に旧虻田町と旧洞爺村の2町村の合併により誕生した。当町の収支は、合併当初からバランスがとれておらず、毎年度、収支不足分を基金の取り崩しにより補てんしており、この収支不足の改善は、合併以前から旧町村が抱えていた財政構造の大きな課題の一つであった。

この収支不足の改善を図るため、合併以降、事務事業の見直しによる行政サービスの適正化や行政コストの縮減、内部管理経費においては、職員数の適正化や職員給与の独自削減などを行ってきた。

しかし、厳しい財政状況の中、税収が伸び悩み、平成12年有珠山噴火災害により実施した災害復旧・復興事業の際に起こした地方債の償還額の増嵩などから、平成19年度決算で経常収支比率は100.1%と100%を超え、平成20年度決算では102.1%となり、大変苦しい財政状況となっている。

また、地方債の償還額の増嵩から、平成17年度決算で実質公債費比率の3ヶ年平均の数値が28.2%となり、平成18年度から地方債の発行において、起債許可団体となっている。このため、平成19年2月に公債費の適正管理を行うことを目的に「洞爺湖町公債費負担適正化計画」を策定し実行しているが、既往債の償還額の増加から平成20年度決算では29.8%となった。

このことから、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断比率の一つである実質公債費比率により、当町は早期健全化基準の25%を超え、「財政健全化団体」となった。

- 当町の財政構造の課題である経常収支比率が100%を超えていることは、人件費や公債費、扶助費などの経常的に支出しなければならない支出を、経常的な収入である町税や普通交付税等で賄いきれず、基金などの臨時的な収入で補てんしなければ財政運営が成り立たないことを意味している。一方、経常的な支出の抑制は行っているものの、有珠山噴火災害に起因する公債費が高水準で推移しており、町税等が減少していることから、財政構造の弾力性が年々低下していることも示している。
- 合併前の2町村では、町民要望に応え快適な生活環境をつくるため、道路や学校、下水道、公園等を整備し、また、基幹産業の基盤を整備する必要から積極的に施設整備を進め、さらに、旧虻田町では有珠山噴火災害に伴う災害復旧・復興事業のため、多額の地方債を発行してきた。有珠山噴火災害に伴う災害復旧・復興事業では、全会計で約89億円を発行し、旧洞爺村においては、平成11年度から平成15年度にかけて農業研修センター、財田キャンプ場、とうや水の駅等の施設整備で約12億円を発行している。また、平成13年度から普通交付税の振替措置である臨時財政対策債も発行していることなどから、当町の地方債残高は、平成20年度末で平成11年度と比較して約53億1千4百万円程増加している。
- 以上のことから、多額の地方債の発行による公債費の償還額の増加が、財政運営を長期にわたり圧迫しており、この間、当該年度の収入で支出を賄える財政構造に転換を図れなかったことが、経常収支比率や実質公債費比率を引き上げる大きな要因となった。また、毎年度基金を取崩して財政運営を行っている現状から、このまま推移した場合、数年以内には収支不足を補てんする基金が枯渇することとなる。

第2 計画期間

平成21年度から平成24年度まで4年間

第3 財政の早期健全化の基本方針

○ 計画の背景

本格的な地方分権の時代を迎えたものの景気の低迷など依然厳しい財政状況の下、少子高齢化の進展など地域を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、将来にわたる地域の維持・活性化のために、行財政基盤や行政サービス体制の強化を図るべく2町村の合併により、「洞爺湖町」は誕生した。

今後も三位一体の改革による地方交付税等の見直しにより厳しい財政状況が続くものと予想されるが、こうした厳しい財政状況の中で行政サービス水準を維持し、新たな行政需要に対応するためには、財政基盤の確立を図るとともに安定した財政運営が求められる。

当町が「財政健全化団体」となった早期健全化基準の一つである実質公債費比率は、過去の多額の地方債の発行から増加傾向にあったが、現状においては、起債事業の縮減による地方債の発行の抑制を基本に改善を図っている。また、債務負担行為を設定し取得した単身者住宅や洞爺高校寄宿舎を、償還額の利率が比較的高いことから、実質公債費比率の低減化を目的に、平成20年度及び平成21年度にそれぞれ繰上償還を行っている。しかし、平成20年度末の地方債残高は、約154億円（うち有珠山噴火災害関連事業分約59億円）で、依然高止まり傾向にある。公債費の償還は、「洞爺湖町公債費負担適正化計画」上では、平成21年度にピークとなる見込みであるものの、今後も実質公債費比率は高率で推移し、早期健全化基準の25%を下回るのは、平成24年度決算となる見通しである。

したがって、実質公債費比率の改善はもちろんであるが、収支不足の改善を図ることも念頭に行財政改革の推進を図らなければならない。

○ 基本方針

- ・ 収支不足による赤字決算を回避するため、人件費の削減、公共施設の効率的運用、町税の税率や使用料等の改定など、歳入・歳出全般にわたり見直しを進め、当該年度の収入で支出を賄える財政構造に転換を図ることとする。
- ・ 公営企業会計を含めた建設（起債）事業の縮減による地方債発行の抑制を基本に、「洞爺湖町公債費負担適正化計画」を計画的に実行し、実質公債費比率の改善を図ることとする。
- ・ 以上の基本方針に沿い、以下の財政健全化の目標達成に向けて確実な計画の実行を図ることとする。

○ 財政健全化の目標

財政運営の健全化に向けた目標として、健全化判断比率を計画期間内に早期健全化基準以内の数値に改善を図り、財政構造の弾力性を示す経常収支比率についても改善を図ることとする。

- ・ 実質赤字比率
一般会計等における収支については、赤字を発生させない財政運営を行う。
- ・ 連結実質赤字比率
一般会計等の収支の改善により、赤字を発生させない財政運営を行う。
- ・ 実質公債費比率
公債費負担適正化計画や行財政改革の確実な実行により、計画期間内に早期健全化基準以内の数値に改善を図り、さらには、18%以下の水準に低減化を図り、許可団体から協議団体への移行を図る。
- ・ 将来負担比率
公債費負担適正化計画や行財政改革の確実な実行により、町債残高を計画的に減少させることとし、比率の低減化を図る。
- ・ 経常収支比率
町税等の経常一般財源が減少傾向にあり、また、義務的経費が増加している中、早期の改善は難しい状況にあるが、経常経費の縮減により、率を95%以下に低減化させることを目標とする。

○ 財政健全化の重点事項と具体的な取組み

当町は、現状で推移した場合、平成 24 年度以降、赤字が見込まれ、その後数年以内には多額の赤字額の累積が見込まれることから、実質赤字比率で「財政健全化団体」に陥ることも十分予想される極めて深刻な状態である。

このため、歳入・歳出全般にわたり徹底的な見直しが必要であり、財政の早期健全化を確実に推進していくため、「洞爺湖町行財政改革実施計画」を基本として、人件費の削減をはじめ行政の役割を終えた事務事業・非効率的な事務事業、町単独で上乘せサービスをしている事業の廃止、不要不急な事業の凍結など全事務事業の見直しを徹底し、経常経費、臨時的経費の大幅な削減を行い、また、町税、使用料・手数料などの自主財源の安定的な確保に努めることとする。

以下の項目について、重点的に取組み早期の財政健全化を図る。

重点事項	具体的施策	実施項目	
定数管理・給与の適正化及び人材育成	給与の独自削減	特別職、一般職の給与削減の拡大	
	職員の定数管理	職員数の削減	
健全な財政運営	公共投資の重点化とコスト縮減	普通建設事業の抑制	
	遊休財産の適正管理	遊休財産等の処分と活用方法の検討	
	事務的経費の見直し	内部管理経費等の縮減	
	補助金等の整理合理化	補助金等の整理合理化	
	町税等の歳入確保と負担の適正化		町有林の管理・活用
			固定資産税の超過課税
			受益者負担の適正化
事務事業の再編・整理・廃止、統合		公共施設の統廃合等	
		町立洞爺高校のあり方についての検討	
効率的な事務事業の推進	公営企業、特別会計の経営健全化 (繰出金の削減)	一般職の給与削減の拡大	
		国民健康保険税の均一化	
		事務事業の見直し	

第4 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

1 平成 21 年度を計画初年度とし、実質公債費比率等を早期健全化基準未満に改善するために、今後新規又は追加して行う方策は、以下のとおりである。

- (1) 給与の独自削減の拡大・・・平成 22 年度～平成 24 年度 《目標効果額 258 百万円》
特別職の給与削減・・・平成 22 年度～平成 24 年度 《目標効果額 21 百万円》
現在の独自削減率 18.2% (給料 15.0%、期末手当加算措置の削減) を 30.4% (給料 28.0%、期末手当加算措置の削減) に拡大する。
一般職の給与削減・・・平成 22 年度～平成 24 年度 《目標効果額 237 百万円》
現在の独自削減率 9.2% (給料で平均 8.0%、期末勤勉手当加算措置の削減、管理職手当 8.5% 削減) を 14.6% (給料で平均 14.0%、期末勤勉手当加算措置の削減、管理職手当 15.0%～20.0% 削減) に拡大する。
- (2) 議員定数の見直し
議会の自主的な取組みとして、現行の定数 18 人を 14 人に見直し、平成 23 年の改選時から適用する。
目標効果額については、方策実施前の推計に見込んでいることから記載しない。
- (3) 農業委員会委員定数の見直し
農業委員会の自主的な取組みとして、現行の定数 17 人を 14 人に見直し、平成 22 年の改選時から適用する。
- (4) 職員数の抑制・・・平成 21 年度～平成 24 年度
定員適正化計画に基づき、職員採用の抑制や民間委託の推進等により、計画期間中に 12 人の削減を図る。
目標効果額については、方策実施前の職員数を定員適正化計画に基づき推計していることから記載しない。
- (5) 普通建設事業の抑制・・・平成 22 年度～平成 24 年度 《目標効果額 30 百万円》
投資的経費については、維持補修は住民生活に直接影響するもの以外は極力実施しないこととし、起債事業については、「洞爺湖町公債費負担適正化計画」に沿い、事業の縮減による地方債の発行を抑制し、公債費負担の低減化を図る。また、一般財源ベースで 10 百万の削減を行う。
- (6) 遊休財産等の処分・・・平成 22 年度～平成 24 年度 《目標効果額 54 百万円》
行政財産及び普通財産を問わず売却可能資産の洗出しを行い、今後、行政目的としての活用が見込まれない土地については、積極的に売却する。
- (7) 内部管理経費等の縮減・・・平成 22 年度～平成 24 年度 《目標効果額 6 百万円》
行財政改革において、従来から実施してきた経常経費及び内部管理経費などの見直しによる削減を、さらに進め徹底した経費削減を図る。
- (8) 補助金等の整理合理化・・・平成 22 年度～平成 24 年度 《目標効果額 9 百万円》
行財政改革において、従来から実施してきた補助金等の見直しを、さらに根本的に見直し、支出の根拠並びに効果、受益度を検証し、多角的な視点から見直しを行うものとする。

(9) 町税等の歳入確保と負担の適正化・・・平成21年度～平成24年度

《目標効果額 63百万円》

町有林の管理・活用・・・平成22年度～平成23年度 《目標効果額 2百万円》

町有林の適切な管理を目的に行う間伐で発生する間伐材を売却する。

固定資産税の超過課税・・・平成24年度 《目標効果額 42百万円》

人件費の削減、住民サービスを含む事務事業の見直し、使用料等の改定を行っても、計画期間内での赤字解消が困難なことから、住民が必要とする行政サービスの維持を目的に、超過課税を行うこととする。現行の課税標準額の1.4%を1.5%にする。

受益者負担の適正化・・・平成21年度～平成24年度 《目標効果額 19百万円》

住民ニーズに応えつつ健全な財政運営を維持していくには、受益と負担の公平性の観点から見直しが必要である。また、行政サービスを利用することにより利益を受ける人に、サービスの対価として使用料等を負担していただくことが、「受益者負担の適正化」の考え方の前提であることから、行政サービスを利用する人と利用しない人との間に不公平感が生じないように、コストの負担について明確にし、適正な受益者負担の設定を図ることとする。

- (ア) 高齢者交通費助成事業の有料化 平成23年度～平成24年度
《目標効果額 2百万円》
- (イ) 高齢者入浴助成事業利用者負担金の改正 平成21年度～平成24年度
《目標効果額 7百万円》
- (ウ) 一般入浴助成事業の使用料改正 平成21年度～平成24年度
《目標効果額 4百万円》
- (エ) 公共施設の減免規定の改正、学校開放事業の有料化 平成22年度～平成24年度
《目標効果額 3百万円》
- (オ) 保育料の改正 平成22年度～平成24年度
《目標効果額 3百万円》

(10) 公共施設の統廃合等・・・平成24年度 《目標効果額 15百万円》

合併前の旧町村で整備された施設は、今後、老朽化に伴い維持補修や大規模改修などによる経費が予想されることから、維持管理コストの縮減の検討と利用者の実態調査により的確な利用状況を把握し、既存施設の廃止、縮小を図るとともに合併効果の創出という視点に立った効率的、効果的な施設の運営等を行うこととする。

- (ア) 入浴施設「松の湯」の廃止・・・平成24年度 《目標効果額 6百万円》
- (イ) 給食センターの統合・・・平成24年度 《目標効果額 9百万円》

(11) 公営企業会計等の経営の健全化・・・平成22年度～平成24年度

《目標効果額 57百万円》

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、全会計の収支状況で財政の健全度が判断されることになったことから、公営企業会計等の事業運営についても、受益者負担の適正化、内部管理経費の削減に積極的に取り組み、効率的な運営を確立するとともに、一般会計からの繰出金の削減を図る。

- (ア) 一般職の給与削減・・・平成22年度～平成24年度
《目標効果額 21百万円》
- 国民健康保険特別会計・・・平成22年度～平成24年度
《目標効果額 6百万円》
- 公共下水道事業特別会計・・・平成22年度～平成24年度
《目標効果額 3百万円》

介護保険特別会計・・・平成22年度～平成24年度	《目標効果額	9百万円》
簡易水道・後期高齢者特別会計・・・平成22年度～平成24年度	《目標効果額	3百万円》
(イ)国民健康保険税の不均一税率の統一化・・・平成22年度～平成24年度	《目標効果額	30百万円》
国民健康保険特別会計・・・平成22年度～平成24年度	《目標効果額	30百万円》
(ウ)内部管理経費の削減・・・平成22年度～平成24年度	《目標効果額	6百万円》
国民健康保険特別会計・・・平成22年度～平成24年度	《目標効果額	6百万円》

2 これまでに当町が、「洞爺湖町行政改革実施計画」により実施してきた主な取組み内容は、以下のとおりである。

【実施計画の効果額】

(単位：百万円)

区 分	改 革 内 容	年度別効果額			総 効 果 額
		H19	H20	H21	
効率的な組織・機構の編成	審議会等の報酬額の改定、定数の見直し	4	4	4	12
定数管理・給与の適正化及び人材育成	特別職、一般職の給与の独自削減	156	144	126	426
	退職者の不補充	27	19	23	69
	勧奨退職制度の積極的活用	5	28	68	101
健全な財政運営	集中管理による公共施設保守管理費縮減	6	6	6	18
	内部管理経費の削減	7	9	9	25
効率的な事務事業の推進 (事務事業の見直し)	事務事業評価制度の実施		31	61	92
合 計		205	241	297	743

第5 各年度ごとの第4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

(単位：百万円)

年度/効果額 項 目	平成 21 年度 (計画初年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)	平成 24 年度 (第 4 年度)	合 計
給与の独自削減の拡大		91	85	82	258
普通建設事業の抑制		10	10	10	30
遊休財産等の処分		13	21	20	54
内部管理経費等の縮減		2	2	2	6
補助金等の整理合理化		3	3	3	9
町税等の歳入確保と負担の適正化	2	6	7	48	63
公共施設の統廃合等				15	15
公営企業会計等の経営の健全化 (繰出金の削減)		15	21	21	57
合 計	2	140	149	201	492

上記は、平成 21 年度を計画初年度とし、実質公債費比率等を早期健全化基準未滿に改善するために、今後新規又は追加して行う方策の実効果額である。

第6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位：%)

年度 健全化判断比率	計画初年度の 前年度	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)
実質赤字比率	(15.00)	(15.00)			
連結実質赤字比率	(20.00)	(20.00)			
実質公債費比率	29.8 (25.0)	28.5 (25.0)	27.3	25.2	23.9
将来負担比率	240.3 (350.0)	212.1 (350.0)	221.7	212.5	204.1

(注) 各年度の健全化判断比率の数値は、決算年度の数値である。

備考 計画初年度の前年度及び計画初年度については、当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

第7 その他財政の早期健全化に必要な事項

○ 財政健全化に向けた検討事項

議員報酬の削減の検討

議員報酬については、平成19年度から期末手当20%の独自削減を実施しているが、議会の自主的な取組みとして、さらなる削減を検討する。

保育所の統合の検討

施設の統合は、利用者の負担を増加させないことや施設の統合による効率的な保育所の運営を図る観点から必要があると考えられる。

しかし、施設統合の課題として、統合後の施設の確保が前提であり、将来の統合に向けて保護者と十分な議論を行いつつ検討を図ることとする。

町立洞爺高校のあり方についての検討

洞爺高校は、地域に高校教育を受ける機会を確保する必要から、地域高校として設置され現在に至っているが、少子化等の影響から毎年定員を満たしておらず、入学者の大半が町外者であるという事情もある。

このような状況から、当初の目的である地域高校としての役割は薄れており、今後の洞爺高校のあり方について、住民と十分な検討を行う必要があると考える。

【 参 考 】

財政健全化計画における普通会計の財政収支の見通し（健全化のための方策実施後）

（単位：百万円）

区 分		年 度	計画初年度の 前 年 度	平成 21 年度 (計画初年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)	平成 24 年度 (第 4 年度)
歳 入	町 税		1,226	1,203	1,193	1,185	1,207
	地 方 交 付 税		4,032	4,029	3,727	3,645	3,256
	普 通 交 付 税		3,191	3,339	3,107	3,095	2,781
	特 別 交 付 税		841	690	620	550	475
	地 方 譲 与 税		90	84	84	84	84
	地 方 消 費 税 交 付 金		117	110	110	110	110
	小 計		5,465	5,426	5,114	5,024	4,657
	分 担 金 ・ 負 担 金		37	34	35	36	36
	使 用 料 ・ 手 数 料		332	292	294	294	291
	国 ・ 道 支 出 金		843	842	359	391	318
	繰 入 金		334	61	271	97	91
	町 債		695	334	309	296	276
	そ の 他		413	408	312	237	228
	計 (A)		8,119	7,397	6,694	6,375	5,897

区 分		年 度	計画初年度の 前 年 度	平成 21 年度 (計画初年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)	平成 24 年度 (第 4 年度)
歳 出	人 件 費		1,464	1,428	1,381	1,280	1,242
	扶 助 費		501	512	512	512	512
	公 債 費		1,780	1,807	1,752	1,644	1,510
	計 (義務的経費)		3,745	3,747	3,645	3,436	3,264
	物 件 費		974	887	843	843	821
	補 助 費 等		1,066	947	850	849	739
	繰 出 金		858	829	853	848	808
	普 通 建 設 事 業		777	749	422	321	191
	うち単独事業費		359	699	136	116	86
	そ の 他		501	159	81	78	74
計 (B)		7,921	7,318	6,694	6,375	5,897	

区 分		年 度	計画初年度の 前 年 度	平成 21 年度 (計画初年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)	平成 24 年度 (第 4 年度)
差 引 額 (A) (B)			198	79	0	0	0
財 源 不 足 の 累 計 額			0	0	0	0	0
財 政 調 整 可 能 基 金 残 高			639	639	403	335	287

健全化の方策を実施することにより、収支の均衡を保った財政運営が可能となる。